

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業 暗きょ排水）伊万里西部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成26年3月31日までに佐賀県伊万里農林事務所（郵便番号848-0041 伊万里市新天町122番地4）に提出してください。

平成26年2月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業 暗きょ排水）伊万里西部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年2月14日から平成26年3月14日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所